

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則 〈4・1 揭示〉	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 〈 〃 〉	4
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令 〈4・1 揭示〉	21

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1款 計量検定所（第189条の9・第189条の10）
第1款の2 工業技術センター（第190条―第193条）」

を

「第1款 工業技術センター（第190条―第193条）」

に、

「第3款 環境研究センター（第247条・第248条）」

を

「第3款 林業大学校（第246条の2―第246条の5）」

第4款 環境研究センター（第247条・第248条）」

に改める。

第7条の表中「統計課」を「統計分析課」に、「消防防災航空隊」を「消防防災航空センター」
に、「国保指導課」を「国民健康保険課」に、

「

障害保健福祉課	障害者就労支援チーム
---------	------------

」

を

「

障害福祉課	
障害保健支援課	

」

に、「高知家プロモーション推進室」を「輸出振興室」に改め、「林業大学校準備室」を削り、

「

防災砂防課	
-------	--

」

を

「

防災砂防課	土砂災害対策推進室
-------	-----------

」

に改める。

第10条の表安芸地域の項中「安芸郡奈半利町」を「安芸郡東洋町、奈半利町」に改める。

第23条第5号中「及び高知県職員等こころざし特例基金」を「、高知県職員等こころざし特例基金及び高知県防災対策基金」に改める。

第27条の見出しを「（統計分析課）」に改め、同条中「統計課」を「統計分析課」に改め、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 高知県推計人口に関すること。
 第33条第2号中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同条第15号中「障害保健福祉課」を「障害保健支援課」に改める。
 第34条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。
 第35条の見出しを「(国民健康保険課)」に改め、同条中「国保指導課」を「国民健康保険課」に改める。
 第37条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。
 (17) 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者の適正な運営の確保に関すること(観光政策課の主管に属する事項を除く。)
 第41条の見出しを「(障害福祉課)」に改め、同条中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同条第4号中「精神保健及び」を削り、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号及び第13号を削り、第14号を第10号とし、同条の次に次の1号を加える。
 (障害保健支援課)
第41条の2 障害保健支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること(障害福祉課の主管に属する事項を除く。)
 (2) 障害者の就労支援及び障害者施設利用者の工賃向上に関すること。
 (3) 自殺対策に関すること。
 (4) 精神保健福祉センターに関すること。
 (5) 高知医療センターこころのサポートセンターに関すること。
 (6) 前各号に掲げるもののほか、精神保健及び精神障害者福祉に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
 第51条に次の1号を加える。
 (18) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 第65条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。
 第65条の2第2号中「コンテンツ産業」を「IT・コンテンツ産業」に改める。
 第74条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。
 (11) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に関すること(食品・衛生課の主管に属する事項を除く。)
 第77条第2号中「農村地域工業等導入促進」を「農村地域への産業の導入の促進等」に改め、同条第13号を削る。
 第79条第3号中「農業災害補償制度」を「農業共済事業」に改める。
 第80条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。
 (23) 農業分野におけるAI及びIoTの技術に関すること。
 第87条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第10号中「林業学校」を「林業大学校」に改め、同条を同条第9号とし、同条中第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を削る。
 第88条に次の2号を加える。
 (7) 森林及び林業の技術の普及指導事業に関すること。
 (8) 林業普及指導員に対する森林及び林業技術に係る研修に関すること。
 第91条の2第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。
 (18) 管理型産業廃棄物最終処分施設の整備に関すること。

第92条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。
 (12) 遊漁振興に関すること。
 第140条第4項を削る。
 第141条第1項中第39号を削り、第38号を第39号とし、第29号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。
 (29) 住宅宿泊事業に関すること。
 第141条第1項中第48号を第49号とし、第47号を第48号とし、第46号を第47号とし、第45号の次に次の1号を加える。
 (46) 地域包括ケア体制の整備に関すること。
 第143条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号の前に次の1号を加える。
 (17) 住宅宿泊事業に関すること。
 第155条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条の次に次の1号を加える。
 (7) 発達障害者支援センター
 第156条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。
7 発達障害者支援センターの分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 発達障害児及び発達障害者並びにその家族に対する専門的な相談及び助言に関すること。
 (2) 発達障害児及び発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援に関すること。
 (3) 医療、福祉、教育等の関係機関及び民間団体等に対する情報の提供及び研修並びに連絡調整に関すること。
 第3章第6節第1款を削る。
 第191条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。
 (5) 計量検定室に関すること。
 第192条に次の1号を加える。
 (6) 計量検定室
 第193条に次の1項を加える。
6 計量検定室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 特定計量器の検定及び検査に関すること。
 (2) 基準器検査及び装置検査に関すること。
 (3) 計量に関する立入検査の実施に関すること。
 (4) 特定計量器の製造、修理及び販売の事業に関すること。
 (5) 計量証明事業の登録に関すること。
 (6) 計量管理に関すること。
 (7) 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関すること。
 (8) 指定製造者及び指定製造事業者に関すること。
 (9) 計量の指導に関すること。
 (10) 前各号に掲げるもののほか、計量法(平成4年法律第51号)の施行に関すること。
 第3章第6節第1款の2を同節第1款とする。
 第217条第2項第2号を次のように改める。
 (2) 果樹の穂木の生産及び配付に関すること。
 第217条第3項第3号を次のように改める。
 (3) 茶の苗木の生産及び配付に関すること。
 第3章第9節第3款を同節第4款とし、同節第2款の次に次の1款を加える。
第3款 林業大学校
 (位置)

第246条の2 高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号）により設置された高知県立林業大学校（以下「林業大学校」という。）の位置は、香美市とする。
 （所掌事務）

第246条の3 林業大学校の所掌事務は、林業、木材産業等への就業者を確保し、及び育成し、並びに森林及び林業等に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成するための研修教育を行うことに関する事務とする。
 （内部組織）

第246条の4 林業大学校に次に掲げる課を置く。

- (1) 学生課
 - (2) 教務課
- （分掌事務）

第246条の5 学生課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 研修生の募集に関すること。
- (3) 式典に関すること。
- (4) 研修生の管理に関すること。
- (5) 短期課程に関すること。

2 教務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎課程及び専攻課程に関すること。
- (2) 研修生の指導及び就職に関すること。

第301条第2項の表中

医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	---------------------------

医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域包括ケア推進監	所管する地域の地域包括ケア体制の整備に関する事項を掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

環境制御技術推進監	環境制御技術の開発及び普及に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	---

国営農地整備推進監	国営農地整備事業に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
林業人材育成推進監	林業、木材産業等に携わる人材の育成及び確保に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に、「隊長」を「消防防災航空隊長」に、「隊の事務」を「消防防災航空隊の事務」に、

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
---------	--

保健推進監	保健師の人材育成に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
地域包括ケア推進企画監	所管する地域の地域包括ケア体制の整備に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
醸造技術企画監	県内醸造事業者の日本酒の技術支援の業務を総括するとともに、当該業務に従事する職員を指揮監督する。

専門研究員	特に高度の専門的試験研究に従事するとともに、当該試験研究に従事する職員を指揮監督する。
-------	---

専門研究員	特に高度の専門的試験研究に従事するとともに、当該試験研究に従事する職員を指揮監督する。
主任教授	林業大学校の専攻課程に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に改める。

第303条第1項の表中

「環境制御技術推進監（農業振興部に限る。）」

を「国営農地整備推進監（農業振興部に限る。）

林業人材育成推進監（林業振興・環境部に限る。）」

に改め、隊の項を削り、

消防政策課	消防指導監
-------	-------

を「

消防政策課	消防指導監 消防防災航空センター長 消防防災航空隊長
健康長寿政策課	保健推進監

に改める。
第304条第2項の表中

「保健監」を
「地域包括ケア推進監又は地域包括ケア推進企画監
保健監」

に、

工業技術センター	所長 次長 技術次長
----------	------------------

を「

工業技術センター	所長 醸造技術企画監 次長 技術次長
----------	-----------------------------

に、「

林業事務所	次長 林業普及指導員
-------	---------------

を「

林業事務所	次長 林業普及指導員
林業大学校	副校長

に改め、同条第3項中「チーフ」を「チーフ、主任教授」に改める。
第305条の表中「障害保健福祉課」を「障害福祉課、障害保健支援課」に、「計量検定所チーフ」を「工業技術センターチーフ（計量検定室）」に改める。
第306条の表中「国保指導課」を「国民健康保険課」に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項」を「国民健康保険法第11条第1項」に、「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に、「工業等導入対策」を「産業等導入対策」に、「農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第143条の2第2項」を

「農業保険法（昭和22年法律第185号）第222条第2項」に改め、「（政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 平成30年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部統計課	総務部統計分析課
健康政策部国保指導課	健康政策部国民健康保険課
地域福祉部障害保健福祉課	地域福祉部障害福祉課

（高知県県民室設置運営規則の一部改正）

- 高知県県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。
第14条中「高知県総務部統計課長」を「高知県総務部統計分析課長」に改める。
（高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正）
- 高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表中「高知県計量検定所 高知県工業技術センター」を「高知県工業技術センター」に、「高知県立森林技術センター」を「高知県立森林技術センター 高知県立林業大学校」に改める。
（高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正）
- 高知県防災行政無線電話施設管理規則（昭和52年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。
別表中「高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊」を「高知県危機管理部消防政策課消防防災航空センター」に改める。
（計量器の検定、検査等に関する規則の一部改正）
- 計量器の検定、検査等に関する規則（昭和30年高知県規則第67号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項及び別記様式中「高知県計量検定所」を「高知県工業技術センター」に改める。



高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第2条第20号中「出先機関の長」を「出先機関の長（林業大学校にあっては、副校長）」に改め、同条第21号中「副校長」を「副校長（林業大学校の副校長を除く。）」に改める。
第3条の2の表中

消防指導監	緊急消防援助隊に関する専門的業務並びに消防に関する企画及び指導の事務
地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的業務

を

地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的業務
消防指導監	緊急消防援助隊に関する専門的業務並びに消防に関する企画及び指導の事務
消防防災航空センター長	消防防災ヘリコプターの運航に関する事務

に改める。

第3条の3の表中

企業立地推進監	企業立地に関する事務
---------	------------

を

企業立地推進監	企業立地に関する事務
国営農地整備推進監	国営農地整備に関する事務
林業人材育成推進監	林業・木材産業に携わる人材の育成及び確保に関する事務のうち特に必要があると認められるもの

に改める。

別表第1の3の(9)のウの項中「地域防災企画監」を「地域防災企画監、消防防災航空センター長」に改め、同表の7の(2)のエの項中「1件」を「1件100万円以上」に改め、同表の7の(2)のオの項中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同項を同表の7の(2)のカの項とし、同表の7の(2)のエの項の次に次のように加える。

オ 1件100万円未満のもの						○					内定及び決定のうち、別に指定するものについては、財政課長に合議する。 ※
----------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

別表第1の7の(3)のウの項中「1件」を「1件100万円以上」に改め、同表の7の(3)の項に次のように加える。

エ 変更後の額が1件100万円未満のもの						○					(2)において財政課長に合議したのものについては、財政課長に合議する。 ※
----------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第1の9の(3)のイの項中「合議したものについては、当該合議先」を「管財課長に合議したものについては、管財課長」に改め、同表の11の(1)のウの項中「新産業推進課長」を「産業創造課長」に改め、同表の11の(3)のイの項を次のように改める。

イ 高知県財産規則第164条第5号に掲げる事項						○					総務部長 政策企画課長 文書情報課長 財政課長 税務課長 管財課長
-------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第1の11の(3)のウの項中「に係るもの」を「及び子ども食堂支援基金への寄附に係るもの」に改め、同表備考3中「環境制御技術推進監」を「国営農地整備推進監、林業人材育成推進監」に改め、同表備考5中「消防指導監、地域防災企画監」を「地域防災企画監、消防指導監、消防防災航空センター長」に改め、同表備考8中「危機管理部消防政策課消防防災航空隊」を「危機管理部消防政策課消防防災航空センター」に、「当該隊長」を「当該センター長」に改める。

別表第2備考20を同表備考21とし、同表備考19を同表備考20とし、同表備考18を同表備考19とし、同表備考17を同表備考18とし、同表備考16を同表備考17とし、同表備考15の次に次のように加える。

16 高知県立林業大学校学生課及び教務課に属する職員（当該学生課長及び教務課長を除く。）に係る11から15まで及び17から19までの事項については、当該学生課長及び教務課長がそれぞれ専決するものとする。

別表第3の1の(8)の表1の(9)の項中「(1)から(8)まで」を「(1)から(11)まで」に改め、同項を同表の1の(8)の表1の(12)の項とし、同表の1の(8)の表1の(8)の項の次に次のように加える。

(9) 犯則事件に係る臨検、捜索及び差押え等の許可状の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官への請求（法第22条の4第1項及び第3項、第22条の						○					
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

5 第1項及び第2項並びに第22条の19第2項)																								
(10) 犯則事件に係る告発 (法第22条の26、第22条の27ただし書、第22条の28第2項及び第22条の29)		○																						
(11) 犯則事件に係る通告 処分等 (法第22条の28第1項及び第3項)			○																					

別表第3の1の(8)の表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、同表の1の(9)の表1の(11)の項、1の(12)の項及び1の(13)の項中「第252条の2第4項」を「第252条の2の2第4項」に改め、同表の1の(9)の表1の(19)の項中「第255条の4」を「第255条の5」に改め、同表の1の(11)中「統計課」を「統計分析課」に改め、同表の3の(2)の表1の(11)の項中「第7条の2第6項」を「第7条の2第5項」に改め、同表の3の(4)の表1の(41)の項中「放射線同位元素装備診療機器」を「放射性同位元素装備診療機器」に、「診療用放射線同位元素」を「診療用放射性同位元素」に改め、同表の3の(5)中「国保指導課」を「国民健康保険課」に改め、同表の3の(5)の表1の(5)の項を次のように改める。

(5) 国民健康保険事業費 納付金の額の算定及び通 知 (法第75条の7第1項 及び高知県国民健康保 険法施行条例(平成29年 高知県条例第41号)第8 条第1項)			○																					
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(5)の表1の(9)の項中「(1)から(8)まで」を「(1)から(10)まで」に改め、同項を同表の3の(5)の表1の(11)の項とし、同表の3の(5)の表中1の(8)の項を1の(10)の項とし、1の(7)の項を1の(9)の項とし、1の(6)の項を1の(8)の項とし、1の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 都道府県国民健康保 険運営方針の作成及び変 更 (法第82条の2第1項 及び第6項)			○																					
(7) 標準保険料率の算定 及び通知 (法第82条の3 第1項から第3項まで)			○																					

別表第3の3の(5)の表1の項に次のように加える。

(12) (11)のうち重要なもの			○																					
-------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(5)の表中3の項を削り、同表の3の(7)の表3の(4)の項中「業者等」を「旅館業を営む者等」に、「営業の」を「旅館業の」に「第7条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同表の3の(7)の表3の(5)の項中「業者に対する基準に適合させるための」を「旅館業を営む者に対する」に改め、同表の3の(7)の表中40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項の次に次のように加える。

24 住宅宿 泊事業法 (平成29 年法律第 65条。以 下この項 において 「法」と いう。) に関する 事務	(1) 住宅宿泊事業の届出 の受理 (法第3条)						○																	
	(2) 住宅宿泊事業者への 宿泊者名簿の提出の要求 (法第8条第1項)																	○						保健所 長
	(3) 住宅宿泊事業者に対 する報告徴収及び立入検 査 (法第17条第1項)																	○						〃
	(4) 高知市の区域に係る (2)及び(3)の事項に関 すること。												○											
	(5) 住宅宿泊管理者の 登録の取消し等の国土交 通大臣への要請 (法第42 条第2項)												○											
	(6) (1)から(5)までの 事項以外の法に関するこ と (観光政策課が所掌す る事項を除く。)																							○

別表第3の4の(1)の表中4の(13)の項を4の(14)の項とし、4の(12)の項を4の(13)の項とし、4の(11)の項を4の(12)の項とし、4の(10)の項を4の(11)の項とし、4の(9)の項を4の(10)の項とし、4の(8)の項の次に次のように加える。

(9) 社会福祉充実計画の 承認、変更の承認及び終 了の承認 (法第55条の2			○																					
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第1項、第55条の3第1項及び第55条の4)														
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(1)の表5の(5)の項中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同表の4の(1)の表中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に関する事務	地方再犯防止推進計画の策定及び変更(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)					○								
---------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表1の(10)の項中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同表の4の(2)の表1の(11)の項中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改め、同表の4の(2)の表1の(12)の項中「(1)から(11)まで」を「(1)から(12)まで」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(13)の項とし、同表の4の(2)の表1の(11)の項の次に次のように加える。

(12) 有料老人ホームの設置者に対する事業の制限及び停止の命令(法第29条第14項)						○								
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表中5の(10)の項を5の(11)の項とし、5の(9)の項を5の(10)の項とし、5の(8)の項を5の(9)の項とし、5の(7)の項を5の(8)の項とし、5の(6)の項を5の(7)の項とし、5の(5)の項を5の(6)の項とし、5の(4)の項の次に次のように加える。

(5) 社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認(法第55条の2第1項、第55条の3第1項及び第55条の4)						○								
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表8の(1)の項中「指定等(法第70条)」を「指定(法第70条第1項)」に改め、同表の4の(2)の表8の(2)の項中「及び同条第4項において準用する法第70条第6項」を削り、同表の4の(2)の表8の(3)の項中「及び第5項」を「第5項及び第11項」に改め、同表の4の(2)の表中8の(6)の項から8の(10)の項までを削り、同表の4の(2)の表8の(11)の項中「指定等(法第86条)」を「指定(法第86条第1項)」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(6)の

項とし、同表の4の(2)の表8の(12)の項中「及び同条第4項において準用する法第86条第3項」を削り、同項を同表の4の(2)の表8の(7)の項とし、同表の4の(2)の表中8の(13)の項を8の(8)の項とし、8の(14)の項を8の(9)の項とし、8の(15)の項を8の(10)の項とし、同表の4の(2)の表8の(16)の項中「許可等」を「許可」に改め、「及び第3項から第6項まで」を削り、同項を同表の4の(2)の表8の(11)の項とし、同表の4の(2)の表8の(17)の項中「許可等」を「許可」に改め、「第3項、第5項及び第6項」を削り、同項を同表の4の(2)の表8の(12)の項とし、同表の4の(2)の表8の(18)の項中「及び同条第4項において準用する法第94条第6項」を削り、同項を同表の4の(2)の表8の(13)の項とし、同表の4の(2)の表中8の(19)の項を8の(14)の項とし、8の(20)の項を8の(15)の項とし、8の(21)の項を8の(16)の項とし、8の(22)の項を8の(17)の項とし、8の(23)の項を8の(18)の項とし、8の(24)の項を8の(19)の項とし、同表の4の(2)の表8の(36)の項中「(1)から(35)まで」を「(1)から(39)まで」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(40)の項とし、同表の4の(2)の表8の(35)の項中「第7項」を「第11項」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(39)の項とし、同表の4の(2)の表中8の(34)の項を8の(38)の項とし、8の(33)の項を8の(37)の項とし、8の(32)の項を8の(36)の項とし、8の(31)の項を8の(35)の項とし、同表の4の(2)の表8の(30)の項中「指定等(法第115条の2)」を「指定(法第115条の2第1項)」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(34)の項とし、同表の4の(2)の表中8の(29)の項を8の(33)の項とし、8の(28)の項を8の(32)の項とし、8の(27)の項を8の(31)の項とし、同表の4の(2)の表8の(26)の項中「及び同条第4項において準用する旧法第107条第5項」を削り、同項を同表の4の(2)の表8の(30)の項とし、同表の4の(2)の表8の(25)の項中「指定等」を「指定」に改め、「及び第3項から第5項まで」を削り、同項を同表の4の(2)の表8の(29)の項とし、同項の前に次のように加える。

(20) 介護医療院の開設の許可(法第107条第1項)										○				
(21) 介護医療院の入所定員等の変更の許可(法第107条第2項)														○
(22) 介護医療院の開設の許可の更新(法第108条第1項)														○
(23) 介護医療院の開設の許可の更新の拒否(法第108条第4項において準用する法第107条第3項から第5項まで)														○
(24) 介護医療院の管理者に係る承認(法第109条)														○
(25) 介護医療院の設備の														○

使用制限等（法第114条の3）																			
(26) 介護医療院の管理者の変更命令（法第114条の4第1項）			○																
(27) 介護医療院の開設者に対する措置勧告等並びに措置命令及び業務の停止命令（法第114条の5第1項から第3項まで）			○																
(28) 介護医療院の許可の取消し等（法第114条の6第1項及び第115条の35第6項）			○																

別表第3の4の(3)中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同表の4の(3)の表1の(1)のオの項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）」に改め、同表の4の(3)の表2の(2)の項及び4の(3)の表2の(3)の項中「第2項」を「第3項」に改め、同表の4の(3)の表2の(7)の項中「同条第2項」を「同条第3項」に、「第21条の5の15第2項」を「第21条の5の15第3項」に改め、同表の4の(3)の表中4の項及び5の項を削り、同表の4の(3)の表6の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）」に改め、同表の4の(3)の表中6の(9)の項から6の(14)の項までを削り、同表の4の(3)の表6の(15)の項中「育成医療」を「精神通院医療」に、「第1条の2第1号」を「第1条の2第3号」に、「(26)」を「(20)」に、「(16)から(20)まで」を「(10)から(14)まで」に、「並びに同条第3項」を「、同条第3項」に改め、同項を同表の4の(3)の表6の(9)の項とし、同表の4の(3)の表中6の(16)の項を6の(10)の項とし、6の(17)の項を6の(11)の項とし、6の(18)の項を6の(12)の項とし、6の(19)の項を6の(13)の項とし、6の(20)の項を6の(14)の項とし、6の(21)の項を6の(15)の項とし、6の(22)の項を6の(16)の項とし、6の(23)の項を6の(17)の項とし、6の(24)の項を6の(18)の項とし、6の(25)の項を6の(19)の項とし、同表の4の(3)の表6の(26)の項中「(1)から(25)まで」を「(1)から(19)まで」に、「育成医療」を「精神通院医療」に改め、同項を同表の4の(3)の表6の(20)の項とし、同表の4の(3)の表中6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、8の項から10の項までを削り、11の項を6の項とし、12の項を7の項とし、13の項を8の項とし、14の項を9の項とし、15の項を10の項とし、16の項を削り、同表の4の(3)の表中17の(10)の項を17の(11)の項とし、17の(9)の項を17の(10)の項とし、17の(8)の項を17の(9)の項とし、17の(7)の項を17の(8)の項とし、17の(6)の項を17の(7)の項とし、17の(5)の項を17の(6)の項とし、17の(4)の項の次に次のように加える。

(5) 社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認（法第55条の2			○																
--------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第1項、第55条の3第1項及び第55条の4）																			
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(3)の表中17の項を11の項とし、18の項を12の項とし、19の項を13の項とし、20の項を14の項とし、21の項を15の項とし、22の項を16の項とし、23の項を削り、同表の4の(6)の表中8の(4)の項を削り、8の(5)の項を8の(4)の項とし、8の(6)の項を8の(5)の項とし、同項の次に次のように加える。

(6) 介護医療院の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第114条の2第1項）								○											
---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(6)の表8の(7)の項中「法第112条第1項」を「健康保健法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項」に改め、別表第3の4の(6)を同表の4の(7)とし、同表の4の(5)を同表の4の(6)とし、同表の4の(4)を同表の4の(5)とし、同表の4の(3)の次に次のように加える。

(4) 障害保健支援課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」	(1) 指定病院の指定（法第19条の8）			○						
	(2) 法第22条第1項、第23条、第26条の2及び第26条の3の規定による申請、通報及び届出に基づき行われる指定医の診察等（法第27条）								○	保健所長
	(3) (2)の指定医の診察								○	〃

という。)に関する事務	に係る現に本人の保護の任に当たっている者への通知 (法第28条第1項)																		
(4)	(2)の指定医の診察の結果に基づく入院措置 (法第29条第1項及び第3項)									○									〃
(5)	緊急を要する場合の入院措置 (法第29条の2第1項及び第2項並びに同条第4項において準用する法第29条第3項)									○									〃
(6)	(4)及び(5)の入院措置のための移送等 (法第29条の2の2)									○									〃
(7)	指定医による診察の結果等に基づく(4)の入院措置の解除 (法第29条の4)									○									〃
(8)	(4)及び(5)の入院措置に要した費用の徴収 (法第31条)									○									〃
(9)	医療保護入院者の入院時の届出の保健所からの受理 (法第33条第7項)									○									高知県立精神保健福祉センター所長
(10)	医療保護入院者の退院時の届出の保健所からの受理 (法第33条の2)									○									〃
(11)	応急入院の措置に係る届出の保健所からの受理 (法第33条の7第5項)									○									〃
(12)	医療保護入院等のた									○									保健所
	めの移送等 (法第34条)																		長
(13)	措置入院者及び医療保護入院者に係る定期の報告の保健所からの受理 (法第38条の2第1項及び同条第2項において読み替えて準用する同条第1項)																	○	高知県立精神保健福祉センター所長
(14)	定期の報告及び入院時の届出等に係る高知県精神医療審査会への通知 (法第38条の3第1項及び第5項)																	○	〃
(15)	定期の報告及び入院時の届出等に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理 (法第38条の3第2項 (同条第6項において準用する場合を含む。))																	○	〃
(16)	退院等の請求の受理 (法第38条の4)																	○	〃
(17)	退院等の請求に係る高知県精神医療審査会への通知 (法第38条の5第1項)																	○	〃
(18)	退院等の請求に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理 (法第38条の5第2項)																	○	〃
(19)	退院等の請求に係る高知県精神医療審査会の審査結果及びこれに基づき知事が採った措置の通知 (法第38条の5第6項)																	○	〃
(20)	精神科病院の管理者																	○	

	に対する精神科病院に入院中の者の処遇の改善命令及び退院命令並びに当該命令に従わないときの医療の提供の制限命令（法第38条の7第1項、第2項及び第4項）																				
	(21) (4)による措置入院者の仮退院の許可（法第40条）									○										保健所長	
	(22) 精神障害者保健福祉手帳の申請の市町村からの受理（法第45条第1項）									○										高知県立精神保健福祉センター所長	
	(23) 精神障害者保健福祉手帳の申請の承認及び交付並びに精神障害の状態にあることの認定（法第45条第2項及び第4項）									○										〃	
	(24) 精神障害者保健福祉手帳の申請の不承認等の通知（法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。））									○										〃	
	(25) 精神障害者保健福祉手帳の返還の市町村からの受理（法第45条の2第1項）									○										〃	
	(26) 指定医による診察に基づく精神障害の状態がなくなったことの認定及び当該認定の通知並びに精神障害者保健福祉手帳の返還の命令（法第45条の2第3項及び第4項並びに同条第5項において準用する法第45条第3									○										〃	
	項）																				
	(27) 精神障害者保健福祉手帳の変更届の市町村からの受理（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この項において「政令」という。）第7条第2項）																			〃	
	(28) 精神障害者保健福祉手帳の精神障害の状態にあることの認定の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付（政令第8条第1項及び第2項）																			〃	
	(29) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付（政令第9条）																			〃	
	(30) 精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の市町村からの受理及び再交付（政令第10条第1項及び第3項）																			〃	
	(31) 失った精神障害者保健福祉手帳を発見したことによる返還及び精神障害者保健福祉手帳の死亡による返還の市町村からの受理（政令第10条第2項及び第3項並びに第10条の2）																			〃	
	(32) (1)から(31)までの事項以外の法に関すること。																			〃	
2	高知県精神科病	任意入院者の症状等の報告の保健所からの受理（高																		〃	高知県立精神

院における任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年高知県条例第48号）に関する事務	知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条及び高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成18年高知県規則第131号）第2条																			保健福祉センター所長
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定及び支給認定の変更の申請書の市町村からの受理（法第53条及び第56条第1項）								○											高知県立精神保健福祉センター所長
	(2) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定（不承認を含む。）（法第54条第1項）								○											〃
	(3) 自立支援医療費（精神通院医療）の自立支援医療受給者証の交付（法第54条第3項）								○											〃
	(4) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の変更の認定及び自立支援医療受給者証の変更記載等（法第56条第2項及び第4項）								○											〃
	(5) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の取消し及び自立支援医療受給者証の返還請求（法第57条）								○											〃
	(6) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）の市町村か								○											〃
	らの受理（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条）																			
	(7) 指定自立支援医療機関の指定等及び当該指定の更新（精神通院医療に限る。（8）から（12）までにおいて同じ。）（法第59条第1項及び第2項、同条第3項において読み替えて準用する法第36条第3項並びに法第60条第1項）								○											
	(8) 指定自立支援医療機関の指導（法第63条）								○											
	(9) 指定自立支援医療機関の変更の届出の受理（法第64条）									○										
	(10) 指定自立支援医療機関、指定自立支援医療機関の開設者であった者等からの報告の徴収等（法第66条第1項及び第3項）								○											
	(11) 指定自立支援医療機関の開設者に対する勧告及び措置命令等（法第67条第1項から第4項まで）								○											
	(12) 指定自立支援医療機関の指定の取消し等（法第68条第1項）								○											
4 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和	(1) 障害者雇用対策基本方針についての厚生労働大臣への意見の具申（法第7条第3項）								○											

(3) 特定計量器の検定及び車両等装置用計量器の装置検査（法第16条第1項第2号イ及び第3項）									○		〃
(4) 指定製造者の指定（法第17条第1項及び第168条の8）										○	
(5) 特定計量器の定期検査（法第19条第1項）										○	高知県工業技術センター所長
(6) 指定定期検査機関の指定（法第20条第1項）										○	
(7) 定期検査を受けることのできない旨の届出の受理並びに定期検査の期日及び場所の指定（法第21条第3項）										○	高知県工業技術センター所長
(8) 定期検査に係る事前調査の報告の受理（法第22条）										○	〃
(9) 定期検査に代わる計量士による検査を受けた旨の届出の受理（法第25条第1項）										○	〃
(10) 指定定期検査機関の業務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（法第30条第1項及び第3項）										○	〃
(11) 指定定期検査機関の検査業務の休止及び廃止の届出（法第32条）										○	
(12) 指定定期検査機関の										○	高知県

事業計画及び収支予算並びに事業報告書及び収支決算書の受理（法第33条）												工業技術センター所長
(13) 指定定期検査機関の指定の取消し及び検査業務の停止命令（法第38条）										○		
(14) 特定計量器の製造の事業の届出の経済産業大臣への提出及び当該届出があった旨の工場又は事業所の所在地の都道府県の知事への通知（法第40条第2項及び計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下この項において「省令」という。）第6条第2項）											○	高知県工業技術センター所長
(15) 届出製造事業者に係る変更の届出の経済産業大臣への提出及び当該届出があった旨の工場又は事業所の所在地の都道府県の知事への通知（法第42条第3項において準用する法第40条第2項及び省令第7条第3項において準用する省令第6条第2項）											○	〃
(16) 届出製造事業者に係る事業の廃止の届出の経済産業大臣への提出及び当該届出があった旨の工場又は事業所の所在地の都道府県の知事への通知（法第45条第2項において準用する法第40条第2項及び省令第9条第2項において準用する省令第6条第2項）											○	〃

(17) 特定計量器の修理の事業の届出並びに届出修理事業者に係る変更及び事業の廃止の届出の受理（法第46条第1項並びに同条第2項において準用する法第42条第1項及び第45条第1項）									○		〃
(18) 届出修理事業者に対する改善命令（法第48条）									○		〃
(19) 特定計量器の販売の事業の届出並びに届出販売事業者に係る変更及び事業の廃止の届出の受理（法第51条第1項並びに同条第2項において準用する法第42条第1項及び第45条第1項）									○		〃
(20) 販売事業者に対する遵守事項を遵守すべきことの勧告（法第52条第2項）									○		〃
(21) 輸出のための特定計量器の製造及び販売の届出の受理（法第53条第1項ただし書及び第2項ただし書）									○		〃
(22) 輸出のための表示及び検定証印等の付されていない特定計量器の販売の届出の受理（法第55条ただし書）									○		〃
(23) 輸出のための特定計量器の譲渡等の届出並びに輸出のための表示及び検定証印等の付されていない特定計量器の譲渡等									○		〃

の届出の受理（法第57条第1項ただし書及び第2項ただし書）												
(24) 指定製造者に係る変更の届出の受理（法第62条第1項及び第168条の8）									○		〃	
(25) 指定製造者に対する指定の基準への適合命令（法第64条及び第168条の8）									○		〃	
(26) 指定製造者に係る事業の廃止の届出の受理（法第65条及び第168条の8）									○		〃	
(27) 指定製造者の指定の取消し（法第67条及び第168条の8）			○									
(28) 承認製造事業者に係る輸出のための承認に係る型式に属する特定計量器の製造の届出の受理（法第80条ただし書）									○		〃	高知県工業技術センター所長
(29) 承認輸入事業者に係る輸出のための承認に係る型式に属する特定計量器の販売の届出の受理（法第82条ただし書）									○		〃	
(30) 届出製造事業者の品質管理の方法の検査及び当該検査の結果の経済産業大臣への報告（法第91条第2項及び第3項）									○		〃	
(31) 指定製造事業者に係る輸出のための承認に係る型式に属する特定計量器の製造の届出の受理									○		〃	

(61) 計量証明事業の登録証の返納の受理及び返還（省令第47条）										○		〃
(62) 計量証明事業の登録簿の謄本の交付及び閲覧（省令第48条）										○		〃
(63) 計量士の資格の認定の申請書の計量行政審議会への提出（政令第30条第1項）										○		〃
(64) 計量士資格認定証の再交付申請書の計量行政審議会への提出（政令第31条）										○		〃
(65) 計量士の登録の申請書の経済産業大臣への提出（政令第32条第1項）										○		〃
(66) 計量士登録証の訂正の申請書の経済産業大臣への提出（政令第35条）										○		〃
(67) 計量士登録証の再交付の申請書の経済産業大臣への提出（政令第36条）										○		〃
(68) 計量士登録証の返納の経済産業大臣への提出（政令第37条）										○		〃
(69) (1)から(68)までの事項以外の法に関すること。								○				
(70) 非法定計量単位目盛等を付した計量器に係る経済産業大臣への届出（計量単位規則（平成4年通商産業省令第80号）										○		高知県工業技術センター所長

第9条第2号)													
(71) ヤードポンド法目盛を付した計量器に係る経済産業大臣への届出（計量単位規則第11条第1項第3号）											○		〃
(72) 出張検定等の旅費等の徴収（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）及び高知県計量法関係手数料徴収条例第10条）											○		〃
(73) 出張定期検査の実施（特定計量器検定検査規則第39条第1項）											○		〃
(74) 出張基準器検査の旅費等の徴収（基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）及び高知県計量法関係手数料徴収条例第10条）											○		〃
(75) その他計量に関する事務（計量関係功労者等表彰の経済産業大臣への推薦に関すること。）								○					
(76) その他計量に関する事務（計量関係功労者等の表彰に関すること。）								○					
(77) その他計量に関する事務（計量器等の依頼検査、試験及び鑑定に関すること。）											○		高知県工業技術センター所長
(78) その他計量に関する事務（計量に関する証明に関すること。）											○		〃

別表第3の8の(3)を同表の8の(2)とし、同表の8の(4)を同表の8の(3)とし、同表の8の(5)を同表の8の(4)とし、同表の8の(6)の表5の(1)の項中「第1条第4項」を「第1条第5項」に改め、同表の8の(6)の表7の項中「地域福祉部障害保健福祉課」を「地域福祉部障害保健支援課」に改め、同表の8の(6)を同表の8の(5)とする。

別表第3の9の(1)の表1の(1)の項を次のように改める。

(1) 旅行業及び旅行業者代理業の登録（法第3条及び第24条）					○									
---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の(1)の表2の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改める。

別表第3の10の(2)の表3の項中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同表の10の(2)の表3の(1)の項中「農村地域工業等導入基本計画」を「基本計画」に改め、同表の10の(3)の表9の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同表の10の(3)の表9の(1)の項中「第16条第1項ただし書」を「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるとされた同法による改正前の農業災害補償法第16条第1項ただし書」に改め、同表の10の(3)の表9の(2)の項中「第25条」を「第31条」に改め、同表の10の(3)の表9の(3)の項中「第46条第2項」を「第65条第2項」に改め、同表の10の(3)の表9の(4)の項中「第48条第2項」を「第67条第2項」に改め、同表の10の(3)の表9の(5)の項中「第142条の6」を「第212条」に改め、同表の10の(3)の表9の(6)の項中「第142条の7」を「第213条」に改め、同表の10の(3)の表9の(7)の項中「第143条の2」を「第222条」に改め、同表の10の(3)の表12の項中「農業協同組合に係る預金等の異動事由の認可（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第4項第2号）」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会に係る民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に関すること。」に改め、同表の10の(4)の表7の項を次のように改める。

7 種苗法（平成10年法律第83号）に関する事務	種苗の品質確保その他の種苗法に関すること。				○									
--------------------------	-----------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(7)の表12の項を次のように改める。

12 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下この項において	(1) 第1号対象事業者の指定（法第10条第1項）				○									
	(2) 第1号対象事業者の指定の解除（法第13条第1項及び第2項）				○									
	(3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。				○									

「法」という。）に関する事務														
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(7)の表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、同表の11の(2)の表1の(6)の項を削り、同表の11の(2)の表1の(7)の項中「(1)から(6)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同項を同表の11の(2)の表1の(6)の項とし、同表の11の(2)の表中11の項を削り、12の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 高知県立林業大学校に関する事務	(1) 研修料の減免（高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号。以下この項において「条例」という。）第5条及び高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第20号。以下この項において「規則」という。）第8条）									○				林業大学校副校長
	(2) 研修料の還付（条例第6条ただし書）									○				〃
	(3) 施設、設備、備品等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第8条）									○				〃
	(4) 研修部門の短期課程の定員の決定（規則第2条）									○				〃
	(5) 研修部門の科目、時間数等の決定（規則第3条第2項）									○				〃
	(6) 研修申込書の様式の決定（規則第4条第1項）									○				〃
	(7) 研修の受講の許可及									○				〃

び受講の許可の取消し (規則第4条第2項及び 第5条)													
(8) 研修の修了の認定 (規則第6条第1項)									○				〃
(9) 研修料の納付に關する 事項の決定等(規則第 7条第5項及び第6項)									○				〃
(10) 高知県立林業大学の 管理に關する事項の決 定(規則第11条)									○				〃
(11) 緑の青年就業準備給 付事業に係る交付決定、 検査、確定及び支払に關 すること。									○				〃

別表第3の11の(2)の表中13の項及び14の項を削り、15の項を13の項とし、同表の11の(3)の表2の(1)の項中「林業機械のレンタル及び」を削り、同表の11の(3)の表2の(2)の項中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同項を同表の11の(3)の表2の(3)の項とし、同表の11の(3)の表2の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 高性能林業機械等整備 事業費補助金(林業機 械のレンタルに係るもの を除く。)に係る内示、 交付決定、検査、確定及 び支払に關すること。									○				〃
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---

別表第3の11の(3)の表に次のように加える。

9 林業普及指導事業に關する 事務	(1) 林業普及指導推進要 領の作成に關すること。												○			
	(2) 林業普及指導実施方 針の作成に關すること。													○		
	(3) 林業普及指導事業実 施計画書及び実績報告書 に關すること。													○		
	(4) 林業事務所(林業振													○		林業事

興事務所を含む。)の林 業普及指導員の活動計画 及び活動実績に關すること。																
(5) (1)から(4)までの 事項以外の林業普及指導 事業に關すること。													○			

別表第3の11の(4)の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、同表の11の(4)の表9の項に次のように加える。

(4) 木育推進事業費補助 金に係る検査に關すること。																○		林業事 務所長 (高知 県中央 東林業 事務所 嶺北林 業振興 事務所 の所管 区域内 のもの にあつて
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

																				は、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------

別表第3の11の(4)の表9の項を同表の11の(4)の表8の項とし、同表の11の(4)の表10の項中「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内のものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」を「Ⅱ」に改め、同項を同表の11の(4)の表9の項とし、同表の11の(4)の表11の項を削り、同表の11の(8)の表1の(30)の項中「(1)から(29)まで」を「(1)から(30)まで」に改め、同項を同表の11の(8)の表1の(31)の項とし、同表の11の(8)の表中1の(29)の項を1の(30)の項とし、1の(28)の項を1の(29)の項とし、1の(27)の項を1の(28)の項とし、1の(26)の項を1の(27)の項とし、1の(25)の項を1の(26)の項とし、1の(24)の項を1の(25)の項とし、1の(23)の項を1の(24)の項とし、1の(22)の項を1の(23)の項とし、1の(21)の項を1の(22)の項とし、1の(20)の項を1の(21)の項とし、1の(19)の項を1の(20)の項とし、1の(18)の項を1の(19)の項とし、1の(17)の項を1の(18)の項とし、1の(16)の項を1の(17)の項とし、1の(15)の項を1の(16)の項とし、1の(14)の項を1の(15)の項とし、1の(13)の項を1の(14)の項とし、1の(12)の項を1の(13)の項とし、1の(11)の項を1の(12)の項とし、1の(10)の項を1の(11)の項とし、1の(9)の項を1の(10)の項とし、1の(8)の項を1の(9)の項とし、1の(7)の項の次に次のように加える。

(8) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定並びに当該認定の変更及び取消し（法第12条の7第1項、第7項及び第10項）																				○
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の11の(8)の表6の(24)の項中「(1)から(23)まで」を「(1)から(25)まで」に改め、同項を同表の11の(8)の表6の(26)の項とし、同表の11の(8)の表中6の(23)の項を6の(25)の項とし、6の(22)の項を6の(24)の項とし、6の(21)の項の次に次のように加える。

(22) 水銀排出施設の設置及び構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第18条の26）																				○
(23) 水銀排出者に対する水銀排出施設の構造等の																				○

改善、使用の一時停止等の措置命令（法第18条の29第2項）																				
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の11の(8)の表17の(13)の項中「(1)から(12)まで」を「(1)から(13)まで」に改め、同項を同表の11の(8)の表17の(14)の項とし、同表の11の(8)の表17の(12)の項の次に次のように加える。

(13) 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認、汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認並びに汚染土壌処理業者の相続の承認（法第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項）																				○
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の12の(1)の表3の項中「漁業経営再建資金通助成事業」を「漁業経営再建資金の利子補給」に改め、同表の12の(3)の表3の項を次のように改める。

3 海面の水産動物の種苗の生産業務に関する事務	生産物の処分に関すること。																			○
-------------------------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の13の(3)の表中1の(4)の項を削り、1の(5)の項を1の(4)の項とし、1の(6)の項を1の(5)の項とし、1の(7)の項を1の(6)の項とし、1の(8)の項を1の(7)の項とし、1の(9)の項を1の(8)の項とし、1の(10)の項を1の(9)の項とし、1の(11)の項を1の(10)の項とし、1の(12)の項を1の(11)の項とし、1の(13)の項を1の(12)の項とし、1の(14)の項を1の(13)の項とし、1の(15)の項を1の(14)の項とし、1の(16)の項を1の(15)の項とし、1の(17)の項を1の(16)の項とし、1の(18)の項を1の(17)の項とし、1の(19)の項を1の(18)の項とし、同表の13の(3)の表1の(20)の項中「(19)」を「(18)」に改め、同項を同表の13の(3)の表1の(19)の項とし、同表の13の(3)の表19の(1)の項中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改め、同表の13の(7)の表1の(9)の項中「建べい率等」を「建蔽率等」に改め、同表の13の(10)の表2の(2)の項中「障害保健福祉課長」を「障害福祉課長」に改め、同表の14の(1)の表5の項を次のように改める。

5 その他 の事務	会計職員の研修に関すること。																			○
--------------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第4号

本 庁
各出先機関
機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県処務規程の一部改正）

第1条 高知県処務規程（平成8年3月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（高知県立林業大学校副校長の報告義務）

第26条 高知県立林業大学校副校長は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

（1） 研修生の住所及び氏名

（2） 前年度の業務成績

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

第2条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「地域福祉部障害保健福祉課長」を「地域福祉部障害福祉課長」に改める。

別表幹事の項中「健康政策部国保指導課長」を「健康政策部国保健康保険課長」に、

「地域福祉部障害保健福祉課長」

を

「地域福祉部障害福祉課長

地域福祉部障害保健支援課長」

に改める。

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第3条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務部統計課長」を「総務部統計分析課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。